

江口徹議長に対する議長辞職勧告決議

賛成20
・反対4

● 飯塚市議会が12月18日決議

議長の職権濫用によって、議会運営委員会とすべての常任委員会の全面的な機能停止が続いています。飯塚市議会は事態打開へ12月18日、江口徹議長に対する議長辞職勧告決議を採択しました（賛成20・反対4）。日本共産党的川上直喜市議が提出者、党派を超えて市議が賛成者となりました。全文を紹介します。

■ 飯塚市は今後 住民サービスや住民負担に関する政策を含めて各分野の事務事業の見直しとともに、第3次総合計画策定の検討など重要な時期を迎え、市議会の監視機能の役割はますます大きくなる。

地方自治の本旨は住民の福祉の増進を図るところにあり、二元代表制のもとで市議会は市政に対する監視機能として責任を負う。

常任委員会は民主的に確立され
機能回復はすぐにも実現でき
る。すべての各種審議会への責
任も果たされる。広報いづか
2026年1月号の市議会の新
年の挨拶も不掲載にはならな
い。

■9月定例会における辞職勧告

こうした中で議案審査は、本会議での議案質疑だけとなつた。議案1件ごとに質疑、討論、採決という審査を12月12日、15日、16日、17日、さらに最終日の18日午後まで続けてなお、未審査23件を残す事態に陥つた。審査できた議案についても質疑は不十分で、議員の賛否の判断なども市政にいかかっ

例第8条第1項ただし書きを改
正し再発を防止することに、すべ
ての議員が賛成した。9月定
例会での辞職勧告決議案につい
ては、反対討論を行う議員もい
なかつた。江口議長は市議会に
おいて信はなく、市の業務に混
乱をもたらし、市民から批判を
浴びている。

■江口議長はすでに、これから

例第8条第1項ただし書きを改
正し再発を防止することに、すべ
ての議員が賛成した。9月定
例会での辞職勧告決議案につい
ては、反対討論を行う議員もい
なかつた。江口議長は市議会に
おいて信はなく、市の業務に混
乱をもたらし、市民から批判を
浴びている。

■江口議長はすでに、これから

会派（党派）所属議員一覧表 (令和7.6.18現在)

会派（党派）名	人員	所 属 議 員 名					
飯塚みらい会	3	◎ 小幡 俊之	・	石川 華子	・	兼本 芳雄	
いつか会	4	◎ 秀村 長利	・	永末 雄大	・	深町 善文	
		・ 赤尾 嘉則	・		・		
公明党	3	◎ 光根 正宣	・	田中 裕二	・	奥山 亮一	
而今会	3	◎ 吉松 信之	・	城丸 秀高	・	土居 幸則	
市民クラブ	3	◎ 坂平 末雄	・	瀬戸 元	・	佐藤 清和	
同志会	3	◎ 鯉川 信二	・	田中 博文	・	吉田 健一	
有和会	2	◎ 金子 加代	・	江口 徹	・		
立憲民主党	2	◎ 道祖 満	・	田中 武春	・		
無所属	3	・ 藤間 隆太	・	藤堂 彰	・	川上 直喜	

【会派（党派）名は五十音順、氏名は届出書記載順、○印は会派代表者、無所属は議席番号順】

■ 飯塚市は今後、住民サービスや住民負担に関わる政策を含めて各分野の事務事業の見直しとともに、第3次総合計画策定の検討など重要な時期を迎える。市議会の監視機能の役割はますます大きくなる。

地方自治の本旨は住民の福祉の増進を図ることにあり、二元代表制のもとで市議会は市政に対する監視機関として責任を果たさなければならない。

■ 江口徹議長は令和7年6月6日、閉会中に、調整もないまま飯塚市議会委員会条例第8条第1項ただし書きにより議会運営委員会委員及び全議員を対象に常任委員会委員に指名した。民主的な議会運営の集約である飯塚市議会の先例を議長が守らず、法の立法趣旨を無視したものであることはすでに明らかとなっている。この指名以降は議会運営委員会及び常任委員会は機能を停止し、各種審議会委員も選出できない事態が続いている。

江口徹議長が直ちに辞職願を兼本芳雄副議長に提出すれば、市民に理解される透明で公正なあり方で新しい議長が選出さる。

議会運営委員会とすべての常任委員会は民主的に確立され、機能回復はすぐにも実現できる。すべての各種審議会への責任も果たされる。広報いづか2026年1月号の市議会の新年の挨拶も不掲載にはならない。

■9月定例会における辞職勧告

決議の後も江口議長は、市議会の意思を真摯に受けとめることなく議長職に執着して辞職せず、しかし事態打開のための会派・議員との調整は放棄し気力を失つたまま漂つようになつた。

12月定例会を迎えるにあたり江口議長は、市長提出議案36件の審査について常任委員会への付託を省略すると非公式かつ非公開である議会運営に関する協議の場で提案し批判を浴びていつたん撤回した。6月議会、9月議会に続いて議会の形骸化を進行させる危険なものであつた。その後の議長が招集した常任委員会の正副委員長の互選は、立法趣旨に違反して6月6日に一方的に任命された委員に呼びかけたものではあつたが、事態打開の努力も見られず、結

こうした中で議案審査は、本会議での議案質疑だけとなつた。議案1件ごとに質疑、討論、採決という審査を12月12日、15日、16日、17日、さらに最終日の18日午後まで続けてなお、未審査23件を残す事態に陥つた。審査できた議案についても質疑は不十分で、議員の賛否の判断とともに市政にかかわる大事な点を市民に発信し、教訓を残す上で大きな弱点となつた。江口議長の責任は重大である。この過程で市職員、教職員の給料改定に係る議案の審査を先行して行わない判断を示したことも指摘しなければならない。

例第8条第1項ただし書きを改
正し再発を防止することに、す
べての議員が賛成した。9月定
例会での辞職勧告決議案につい
ては、反対討論を行う議員もい
なかつた。江口議長は市議会に
おいて信はなく、市の業務に混
乱をもたらし、市民から批判を
浴びていい。

■江口議長はすでに、これから
の時期に求められる議長権限の
正しい行使への気力を失つて久
しく、今後さらに議会運営にお
いて誤りを繰り返すことは明ら
かである。飯塚市議会議長がこ
のようす汚名を日々刻み続ける
ことは許されない。江口議長が
漂うように気力なく議長職に座
り続けることに、また、市民を忘
れて意地を張り続けること
に、どれほどの意味があるか真
剣に考えたことがあるのか、厳
しく問う声を聞いているはずで
ある。

■よつて飯塚市議会は、地方自
治と住民自治の原則の立場か
ら、市政の監視機関としての議
会の権限行使の正しい回復のた
めに、江口徹議長に対して直ち
に辞職願を副議長に提出するよ
う厳しく要求する。（終）

果として成立しなかった。そしてついに常任委員会への付託省略は押し切られるところとなり、追加議案2件及び請願2件についても議長は同じ手法を主張して、議案は否決され、請願は棄権された。この結果、常任委員会は開設されず、議事は議院の本会議で行われることになった。

表明したが、今まで江口議長によつて事態はさらに深刻化している。9月定例会において、江口議長が職権を濫用し独断専行に走る口実となつた委員会条

日本共産党

日本共産党飯塚市議団活動レポート325 見解を発表しましたので紹介します。
2025年12月28日 飯塚市片島1-4-62 電話0948(22)6783 FAX(29)3424